

山縣市地球温暖化対策推進実行計画 (事務事業編)

2024年度～2030年度

2024年3月

山 県 市

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・ 3
4. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 本計画における SDGs・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・ 5
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 第2次計画の排出状況及び評価と課題・・・・・・・・・・・・ 5
4. 第3次計画における排出削減目標・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 温室効果ガス削減への具体的な取組

1. 再生可能エネルギー電力の導入・・・・・・・・・・・・ 7
2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 推進状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」であり、山県市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出量削減へと導くことを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 計画の背景

地球温暖化の問題が深刻化し、異常気象の頻発や生態系の変化など、私たちの生活に様々な影響を与えていることが国内外で報告されている。2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃未満に抑え、更に1.5℃未満に抑える努力が必要であることが指摘され、2018年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、2050年までに温室効果ガスの排出を正味ゼロとすることが必要であると明示された。

日本においては、国内における温室効果ガス排出削減と温室効果ガスの吸収量の確保により、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減の水準とし、さらに2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目標に、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進を図ることとしている。

本市では、2019年2月に策定した「第2次山県市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に基づき、2023年度の温室効果ガスの排出量を2017年度（基準年度）と比べ5%（518t-CO₂）削減することを目標に、省エネルギー（以下「省エネ」という。）推進、環境に配慮した物品等の購入、リサイクルの推進に取り組んできた。また、2022年には、「第3次山県市環境基本計画」の中間見直しを実施。同年6月に出された、「カーボン・マイナス・シティ宣言」や「世界気候エネルギー首長誓約」に基づき、地球温暖化対策の推進・脱炭素社会の実現に関する取組を新たに取り入れ、市民、事業者及び行政が一体となって環境問題に取り組む行動を整理した。

上記の背景を踏まえて、「第3次山県市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）では、次年度策定する「山県市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」との整合を踏まえ、脱炭素社会の構築に向け国が掲げた中間目標年度である2030年度までの計画期間における山県市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定める。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2022年度とし、計画期間を2024年度～2030年度までの7年間とする。目標年度については2030年と定める。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

本計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。(別表)

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素(CO₂)を対象とする。

参考：温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

ガスの種類	性質・人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	・ 代表的な温室効果ガスで、排出量も多い。 ・ 電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン (CH ₄)	・ 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。 ・ 自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。 ・ 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	・ 塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。 ・ カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFCs)	・ 炭素とフッ素だけからなるフロン。 ・ 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	・ 硫黄の六フッ化物。 ・ 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	・ 窒素とフッ素からなる無機化合物。 ・ 半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

6. 本計画におけるSDGs

SDGsは、2030年までに「持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現することを目指し、2015年に国連サミットで採択された国際目標である。17項目の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められている。



本計画における取組と、特に関わりの深いSDGsの目標を以下に示す。



「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



「産業と技術革新の基盤をつくろう」

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。



「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



「つくる責任 つかう責任」

持続可能な消費と生産パターンを確保する。



「気候変動に具体的な対策を」

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



「陸の豊かさを守ろう」

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。

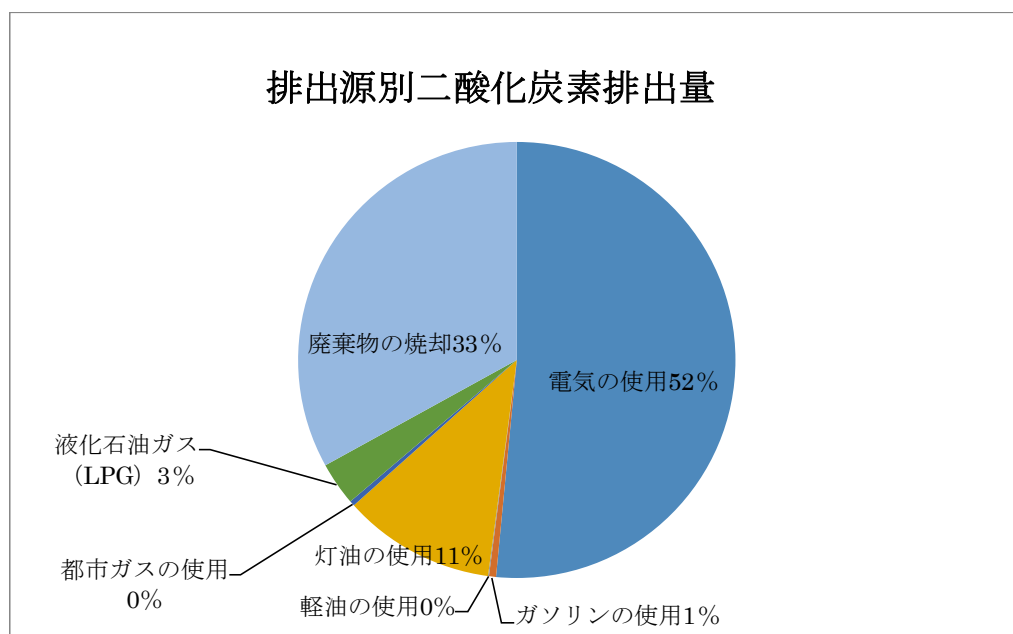
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

山県市の事務・事業における基準年度（2022年度）の温室効果ガスの排出量は、9,507 t-CO₂である。

2. 要因別の排出状況

基準年度である2022年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、他から供給される電気の使用に伴う排出が全体の52%を占め、次いで廃棄物の焼却が33%で全体の85%を占めている。



3. 第2次計画の排出状況及び評価と課題

(1) 第2次計画の排出状況の整理

第2次計画では、2017年度を基準年度とし、5年間で5%の削減に努め、目標年度である2023年度までに5%（518 t-CO₂）削減する目標を設定した。現況として2022年度における温室効果ガスの排出量は基準年度と比べ8.28%（858 t-CO₂）の削減を達成。

基準年度	目標	削減目標（2023年度）
2017年度	5年間で5%削減	9,847 t-CO ₂

（現況 2022年度 基準年度と比べ8.28%削減 858 t-CO₂）

(2) 評価

2022年における温室効果ガスの削減量は、2017年度（基準年度）との比較では、マイナス8.28%（858 t-CO₂）となり2023年度の目標値であるマイナス5.0%（518 t-CO₂）の目標を達成している。計画期間内に、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用停止が相次いだため、全体のエネルギー

ギー使用量の減少が生じた影響が見られたことも要因の一つであるが、計画期間内の事務事業の変化としては、公共施設や防犯灯等における省エネ化（ＬＥＤ照明等）による効果が大きく、目標値を上回る結果となった。

（３）課題

第２次計画については、２０２２年度実績において目標達成ペースの削減を維持しているが、２０２１年に温室効果ガス削減の新たな政府目標が掲げられ、国は２０３０年度までに２０１３年度比４６％削減を目指している。本市も２０５０年カーボン・マイナス・シティ実現に向け、政府目標よりも１％多く削減（２０１３年度比４７％削減）することを目指している。市内全体で温室効果ガス排出量の４７％削減を行うには、まずは市の公共施設におけるエネルギー使用のあり方を見直すことが必要となり、特に排出量の約５２％を占めている電気の使用に伴う排出量を削減する必要がある。これまでも取組を推進しているＬＥＤ照明への切り替えや、創エネルギー（以下「創エネ」という。）の導入として再生可能エネルギー電力の活用に併せ、公共施設や設備の老朽化に伴う更新時に、温室効果ガスの削減を意識した省エネ設備、ＺＥＢ（※ゼロエネルギービルディング）化の導入を図り、再生可能エネルギー設備導入等の積極的な創エネと省エネの推進に資する取り組みも必要となってくる。また、待機電力の削減やエコドライブなどの省エネ行動についても、職員の意識改革と計画への参画を促すための仕組みづくりや計画に定める温室効果ガスの排出抑制への理解を深める必要がある。さらに、市の事業に伴い発生する廃棄物については、更なる分別の徹底と５Ｒ（リデュース・リユース・リペア・リターン・リサイクル）の推進を図る必要がある。

４．第３次計画における排出削減目標

本計画における温室効果ガスの削減目標は、基準年度を２０２２年度とし、市内全体の削減目標（２０１３年度比４７％削減）を実現させるために、２０３０年度までに２０２２年度比５２．６％削減（４，５０６ｔ－ＣＯ₂）を目標とし、２０５０年度カーボンマイナス実現を目指す。目標とする５２．６％削減の達成には、第２次計画目標達成に加え、さらなる削減が必要となる。これまでの計画と比較し高い削減目標の設定となるが、第３章に定める「温室効果ガス削減への具体的な取組」の推進により目標達成を目指す。

区 分	基準年度排出量 ２０２２年度	削減目標	目標年度排出量 ２０３０年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	９，５０７ｔ－CO ₂	５２．６％	４，５０６ｔ－CO ₂

第3章 温室効果ガス削減への具体的な取組

1. 再生可能エネルギー電力の導入

- ・安全性や効率性を見据えながら、公共施設に太陽光発電設備など再生可能エネルギーを導入し、当該施設の化石由来によるエネルギー使用量削減を目指す。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、ZEB化など温室効果ガス削減を意識した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率機器（省エネ型冷暖房機器、LED照明等）への更新を順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車やハイブリットカー、電気自動車の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、食堂等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ブラインドやカーテンの有効利用。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・照明器具のこまめな清掃。
- ・ノー残業デーやワーク・ライフ・バランス推進デーの促進と残業時の部屋の部分消灯。
- ・エレベーター利用回数の削減。
- ・施設などのライトアップの削減。
- ・クールビズ及びウォームビズを推進する。
- ・室内の設定温度を原則として冷房28℃、暖房18℃とする。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。（エコドライブの実施）
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・タイヤの空気圧を定期的に点検する。
- ・公用車の相乗りの推奨。
- ・徒歩、自転車又は公共交通機関の利用による自動車利用の抑制。

③ごみの減量、リサイクルの推進

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・各施設における廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・市公共工事でのリサイクル材料の積極的な使用。
- ・市公共工事からの建設副産物（アスファルト及びコンクリート塊）
- ・山県市クリーンセンターにおいて生成される溶融スラグを路盤材、基礎材、再生アスファルトなどの原料の一部として積極的に使用。

④用紙類の使用量の削減

- ・DX化の推進（ペーパーレス化等）
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・発行物は、ホームページへの掲載により印刷部数の削減に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水に心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・リサイクル活動、地域清掃活動や環境ボランティア活動への積極的な参加の推進。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- ・学校での環境教育の推進。

第4章 計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「事務局」「推進担当者」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

（1）事務局

事務局を市民環境課環境政策室に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

（2）推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。また、推進員は事務局にエネルギー使用量を報告する。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」からエネルギー使用量の報告を受け、進捗状況の把握を行い、点検評価を行う。

3. 推進状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回市のHP等により公表する。

(対象市有施設一覧)

○市役所・支所・出張所	
山県市役所本庁舎	伊自良支所
美山支所	保健福祉ふれあいセンター
西武芸出張所	
○教育委員会	
教育センター	
○市関連施設	
市クリーンセンター	高富児童館
子どもげんきはうす	ピッコロ療育センター
高富老人福祉センター	伊自良老人福祉センター
美山老人福祉センター	
○消防施設	
山県消防署	山県消防署美山分署
○公民館・多目的センター・トイレ	
高富中央公民館	伊自良中央公民館
美山中央公民館	高富公民館
富岡公民館	梅原公民館
桜尾公民館	大桑公民館
美里会館	谷合公民館
北山公民館	葛原公民館
北武芸公民館	乾公民館
富波公民館	西武芸公民館
北山交流センター	柿野交流センター
公衆トイレ（片狩）	公衆トイレ（はじかみ林道）

○保育園	
梅原保育園	大桜保育園
伊自良保育園	みやま保育園
富波保育園	
○小学校	
高富小学校	富岡小学校
梅原小学校	桜尾小学校
大桑小学校	伊自良南小学校
伊自良北小学校	美山小学校
いわ桜小学校	
○中学校	
高富中学校	美山中学校
伊自良中学校	
○文化・スポーツ・レクリエーション施設・特産品直売施設	
山県市図書館・美術館・歴史民族資料館	高富中央公民館図書室
みやまジョイフル倶楽部	文化の里古田紹欽記念館・しゃくなげの里
文化の里花咲きホール	総合運動場
伊自良総合運動公園	美山総合運動場
大桜グラウンド	梅原スポーツランド
みやまジョイフル倶楽部体育館	葛原運動場
谷合運動場	乾運動場・乾体育館
富波運動場・富波体育館	美山テニスコート
香り会館	ティーハウスハーブブレンド
伊自良農産物直売所（ラブレイク）	グリーンプラザみやまコテージ村
グリーンプラザみやまキャンプ場	あいの森山の家

みやまの森	ふれあいバザール
てんこもり	
○公園	
四国山香りの森公園	みんなのげんき広場
赤尾ふれあい公園	鏡岩公園
石田川公園	伊田洞公園
北町児童公園	天王児童公園
本町 1 丁目児童公園	東野台児童公園
双葉台児童公園	高木子ども公園
星ヶ丘児童公園	中町なかよし公園
梅原なかよし公園	扇町ポケットパーク
共和町いこい広場	伊自良フラワーパークすいげん
山王ふれあい公園	上願ポケットパーク
ハリヨ公園	せせらぎ公園
大門小公園	大門古墳公園
乳児の森公園	ふれあい広場
美山桔梗公園	ニュー双葉台公園
下新川河川公園	こうがいけ公園
おおが健康広場	さくら公園
にしむげ公園	佐賀南山公園
おおが城山公園	
○上下水道施設	
高富水源地	高富配水池
高富北部水源地	市洞増圧ポンプ場
雉洞増圧ポンプ場	伊自良第 1 水源地

伊自良第 1 浄水場	伊自良第 1 配水地
伊自良第 2 水源地	伊自良第 2 浄水場
伊自良第 2 配水地	伊自良第 3 浄水場
伊自良第 3 配水池	大門増圧ポンプ場
葛原浄水場	葛原配水池
葛原沈砂池	葛原市井加圧ポンプ室
北武芸第 1 水源池	北武芸第 2 水源池
北武芸浄水場	北武芸配水池
乾浄水場	乾配水池
西武芸水源地	西武芸配水池
円原浄水場	円原水源地
中央配水池	中洞水源地
中洞配水池	高富浄化センター
赤尾クリーンセンター	梅原クリーンセンター
伊自良左岸クリーンセンター	伊自良右岸クリーンセンター
大桑クリーンセンター	桜尾クリーンセンター

2026年5月改定